

重 要 事 項 説 明 書

(2024 年 6 月改訂)

当事業所は契約に対し指定通所介護サービス並びに介護予防通所介護相当サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は原則として要介護認定の結果「要介護」・「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方・基本チェックリストにより、事業対象と判断された方（事業対象）でもサービスの利用は可能です。

1 事業者

- (1) 法 人 名 社会福祉法人 湯前町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 熊本県球磨郡湯前町 1 6 9 3 番地 3 7
- (3) 電話番号 0 9 6 6 - 4 3 - 4 1 1 7
- (4) 代表者名 長谷 和人

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所（平成 1 2 年 4 月 1 日指定）
介護予防通所介護相当サービス（平成 3 0 年 4 月 1 日指定）
熊本県 4 3 7 3 1 0 0 6 3 7
- (2) 事業所の目的 要介護状態並びに要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的としている。
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人 湯前町社会福祉協議会
- (4) 事業所の所在地 熊本県球磨郡湯前町 1 6 9 3 番地 3 7
- (5) 電話番号 0 9 6 6 - 4 3 - 4 1 1 7
- (6) 管理者氏名 椎葉 正博
- (7) 事業所の営業方針
 - 1 要介護等状態の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。
 - 2 関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 通所介護サービスを提供するにあたっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努める。また、通所介護サービスの終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な指導を行うと共に当該利用者にかかる居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努める。
 - 4 事業所は、正当な理由なく通所介護サービスの提供を拒否しないものとする。

(8) 開設年月 平成12年4月1日

(9) 利用定員 30人(1日)

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 湯前町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	週6日(月～土) 年末年始のみ休みとなります(12月31日から翌年1月2日まで)
受付時間	月～土 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～土 9時20分～16時30分

4 従業員の配置状況

事業所では、利用者に対して通所介護サービスを提供する従業員として、以下の職種の者を配置しています。

＜主な従業員の配置状況＞指定基準(定員30名)を厳守しています。

職種	常勤専任	常勤兼務	指定基準	
1 管理者		1名	1名	事業所と従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供のあたるものとする。 また、それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者又は家族に対し、その内容についての説明を行う。
2 生活相談員	1名	1名	1名	利用者が自立した日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対して、相談援助等の生活指導を行う。
3 機能訓練指導員		3名	1名	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
4 看護職員		3名	1名	利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置をとる。
5 介護職員	4名	3名	4名	事業の提供にあたる。

＜主な職種の勤務体制＞ 利用者30名の場合

職種	勤務体制
1 生活相談員	勤務時間 8時30分～17時30分 ・原則として必ず1名の生活相談員が勤務します
2 機能訓練指導員	勤務時間 8時30分～17時30分 ・原則として必ず1名の機能訓練指導員が勤務します
3 看護職員	勤務時間 8時30分～17時30分 ・原則として1名の看護職員が勤務します
4 介護職員	勤務時間 8時30分～17時30分 ・原則として介護職員4名が勤務します

5 利用者負担の額

【サービス利用料金】

(1) 介護保険給付対象サービス

○要介護者

(自己負担額) 介護保険負担割合証の負担割合が1割の場合

(※負担割合証に記載された負担割合を乗じた金額)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単価	658円	777円	900円	1,023円	1,148円
入浴介助加算	40円	40円	40円	40円	40円
サービス提供体制加算	22円	22円	22円	22円	22円
合計	720円	839円	962円	1,085円	1,210円

※上記の合計金額に介護職員等処遇改善加算Ⅰ(9.2%)、科学的介護推進体制加算(40円/月)が加算されます。また、対象者に認知症加算(60円)が加算されます。

○総合事業対象者

(自己負担額) 介護保険負担割合証の負担割合が1割の場合

(※負担割合証に記載された負担割合を乗じた金額)

要支援者・総合事業者	要支援1・事業対象	要支援2
基本単価	1,798円	3,621円
サービス提供体制加算	88円	176円
合計	1,886円	3,797円

※上記の合計金額に介護職員等処遇改善加算Ⅰ(9.2%)、科学的介護推進体制加算(40円/月)が加算されます。

(2) 保険給付対象外サービス

- ・食費(食材費・調理費) 550円/回 ・教材費 100円/月
- ・複写物の交付 20円/枚
- ・紙オムツ 100円/枚 ・尿取りパット 30円/枚
- ・通常の事業実施区域外への送迎 20円/km

(3) 利用料金のお支払い方法

自己負担額は一月を単位とし、翌月20日に金融機関の口座から引き落としと致します。

6 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。なお、受付時間は午前8時30分から午後5時30分までとします。

【苦情受付担当者（窓口）】

管理者 椎葉 正博	球磨郡湯前町 1693 番地 37	(0966) 43-4117
-----------	-------------------	----------------

【第三者委員会】

黒崎 昌三	球磨郡湯前町	(0966) 43-4082
右田 秀美	球磨郡湯前町	(0966) 43-2165

【行政機関その他苦情受付機関】

湯前町役場介護保険担当課	熊本県球磨郡湯前町 1989 番地 1	(0966) 43-4112
国民健康保険団体連合会	熊本県熊本市健軍 2 丁目 4-10	(096) 214-1101
熊本県社会福祉協議会	熊本県熊本市南千反畑町 3-7	(096) 324-5450

7 非常災害時の対策

- (1) 非常時の対応 「湯愛火災訓練計画」にのっとり対応を行います。
- (2) 近隣との協力関係、平常時の訓練等
 1. 湯前町消防団の協力により、非常時の相互の応援を依頼する。
 2. 湯愛の火災訓練計画にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施している。

8 当施設ご利用の際に留意いただく事項

- (1) 喫煙・飲酒 喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒は行事等の時におだしします。それ以外はお相談ください。
- (2) 迷惑行為等 雑音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみにセンター入居者の居室に立ち入らないようにしてください。
- (3) 宗教活動・政治活動 施設内で他の利用者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮下さい。
- (4) 設備・器具の利用 施設の居室や設備、器具は用法に従ってご利用ください。
これに反したご利用により破損等生じた場合、賠償していただくことがあります

9 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び下記の家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

緊急連絡先

住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____ 電話番号 _____

10 個人情報の使用等について

事業所は、利用者およびその家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することとします。

(1) 利用期間 通所介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

(2) 個人情報の種類

1. 通所介護フェースシート 2. 通所介護計画書 3. 主治医意見書
4. 介護保険被保険者証

(3) 利用目的 通所介護サービスを適正かつ円滑に行い、通所介護サービスを受けることを希望する者の介護保険サービス及びその他医療・福祉・保健サービス等の利用の促進を図ることを目的とする。

(4) 利用・提供方法 上記の書類は、通所介護サービス担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピューターに入力し、上記利用目的に沿った利用を行う。また、下記により法人内部での利用又は外部への提供を行う。

1. 内部での利用

- 1) 計画作成
- 2) サービス調整
- 3) サービス提供 等

2. 外部への提供 通所介護サービス利用者に内容について事前に同意を得た上で行う。

1) 介護保険給付のために、熊本県国民保険連合会に請求事務書類を提出する。

(5) その他の情報 通所介護サービス担当者が、上記情報の取得その他の機会において、通所介護サービス利用者から相談を受けた事項は、本人の同意を得ない限りは、通所介護サービス担当者以外には伝えない。

11 提供するサービスの第3者評価の実施状況について

第三者評価は実施していない。

通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 生活相談員 氏名 印

令和 年 月 日 私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け個人情報の使用及び通所介護サービスの提供開始に同意します。

住 所 熊本県球磨郡湯前町 番地

本人 氏 名 (代筆) 印

家族 氏 名 (続柄) 印